

やいたブランド認証基準

1 認証申請の要件

「やいたブランド候補品」として認証申請できるものは、次の要件の一部又は全部を満たしているものとする。

(1) 食品

- ① 市内で生産された農林水産物又はそれらを原料として加工された製品であること
- ② 農産物については、認定農業者又はみどり認定を受けた者が生産したものであること
- ③ 市内で生産された原料を用いない製品にあつては、独自性ある製品であること

(2) 食品以外

- ① 市内業者が行う技術・技法であること
- ② 市内業者が企画、開発した製品であること
- ③ 市内の工場などで製造加工された製品であること

2 認証基準

やいたブランド候補品の審査は、次の基準を基本として行うものとする。

- ① 完成度や信頼感がある
- ② 独自性がある
- ③ 顧客からみて魅力ある商品である
- ④ 商品コンセプトが市をイメージしたものである
- ⑤ 地域経済への貢献が期待できる
- ⑥ 流通拡大の可能性がある
- ⑦ 将来、市場的に期待が持てる
- ⑧ 環境に配慮している

3 その他

1、2にかかわらず、次の条件を満たすこと

- ① 過去にトラブル等を起こしたものでないこと
- ② 道の駅やいた等、市の指定するブランドコーナーに商品を出荷できること
- ③ 市内外のイベントへの出店協力できること
- ④ 申請者に市税滞納がないこと